

公益財団法人全日本柔道連盟 ~~—~~ 公認柔道指導者資格 ~~—~~ 「登録規程」 ~~【案】~~

(＜目的＞)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟全柔連」という）公認柔道指導者資格制度規程 ~~および本連盟登録規程~~ に基づき、指導者資格の ~~認定・登録~~ に関することについて定める。

(＜登録義務＞)

第2条 ~~所定の指導者養成講習会を修了し、認定された指導者~~ ~~指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録（以下「指導者資格者登録」という）の手続きを行わなければならない。~~

~~2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」のを毎年更新の手続きを行うものとする。~~

~~3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を喪失する。~~

~~ただし、7.6条に該当する者および本連盟が特に認めた場合はこの限りではない。~~

(＜登録手続き＞)

第3条 登録の手続きは、~~本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。~~ ~~会員登録管理システムを利用して、所定の期間に団体を通じて申請する。~~

~~2. 全柔連又は都道府県柔道連盟（協会）（以下「都道府県連盟」という）は、申請された者が所定の指導者養成講習会の修了者であることを確認し、会員登録管理システムにおいて承認する。~~

~~3. 承認された者は、所定の期間に定められた登録料を納める。~~

(＜登録有効期間＞)

第4条 登録有効期間は、~~1. 毎年4月1日に始まり、翌年年間（4月～翌年3月）末日に終わる1年とする。~~

~~2. 年度途中で指導者資格の認定または回復認定復を受けた者は、すみやかに「指導者資格登録」の手続きをを行うものこととする前項の更新にあたっては、過去4年間のうちに全柔連又は都道府県連盟、公益財団法人日本体育協会が主催する研修会に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。~~

~~3. 有効期間内に、更新を行わない場合には、指導者資格を失う。但し、全柔連が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。~~

<リフレッシュ研修>

第5条 指導者資格取得者は、全柔連又は都道府県連盟の定めるリフレッシュ研修を受講することによって、指導者としてのレベルアップに努めなければならない。また、リフレッシュ研修はポイント制とし、所定のポイントを獲得しなければならない。

2. ポイントの有効期限は4年間とし、更新の際に必要なポイントは2ポイントとする。

但し、指導者資格取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。

3. リフレッシュ研修のポイントは以下のとおりとする。

(1) 1. 5時間の講習会：1ポイント

(2) 3時間の講習会：2ポイント

(3) 全柔連又は都道府県連盟が指定する試合観戦等及びレポート提出：1ポイント

4. 次の要件を満たす指導者は、ポイントが加算される。

(1) 各カテゴリー日本代表チームの指導者ングスタッフ：1ポイント/年

(2) 指導者養成講習会及びリフレッシュ研修の講師：1ポイント/1回

<海外指導者資格取得者>

第6条 日本以外の国で指導者資格を取得した者が、全柔連が認定する指導者資格を希望する場合、全柔連の中央資格審査委員会の審査を経て、相当する資格を認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に資格審査手数料5,000円を支払う。

3. 資格の更新については、第4条に従う。

<登録抹消手続き>

第5.7条 登録を抹消する場合には、本人又は代理人から書面によって申し出るものとする。

その際、登録料の返金は一切行わないこととする。

<登録資格の抹消（登録の抹消）失効>

第5.8条 指導者資格の認定を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、以下の場合、登録が

抹消され資格が取り消される。

(1) 指導者資格が停止または喪失したときとしてふさわしくない行為があったと認められたとき

(2) 指導者資格の有効期間内に、更新に必要な手続きを行わなかったとらなかつたとき登録料を納付しないとき

(3) 本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき登録費料を納付しないとき更新

の際に必要なリフレッシュ研修のポイントを獲得していなかったとき

(4) 本人または代理人から書面により指導者資格の認定を返上する申し出があった

とき

~~2. 但し、A指導員、B指導員については、公益財団法人日本体育協会と協議の上決定する。~~

(←「指導者資格登録」の復活申請)→

第6条 指導者資格認定を受けた者のうち、第5条(2)および(3)により資格を失効した者について

は、所定の手続きを行う経ることにより、指導者資格登録の復活を認める。

登録要件条件は以下のとおり。

(1) (2)以外の第5条(2)による申請の場合は、審査料は徴収しないが、申請を行う前に必ず都道府県の定める更新講習会を受講すること。

(2) 平成25年度の制度開始当時における、第5条(3)による申請の場合は、期限を平成29~~29~~年1月末日までとし、別途審査料として¥5,000を徴収する。

(1)以外の場合<資格失効者の資格復活基準>

~~第9条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。~~

~~-(1) 資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること~~

~~-(2) 全柔連又は都道府県連盟の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者。あるいは、それに相当する研修を受けている者~~

~~-(3) 都道府県連盟が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること~~

~~-(4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること~~

~~2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。~~

~~-(1) 本人の意思により資格を放棄した者~~

~~-(2) 過去に資格復活申請を行ったことがある者~~

~~3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。~~

~~-(1) 長期にわたり海外に滞在していた場合~~

~~-(2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合~~

~~-(3) その他全柔連が特に認めた場合~~

~~4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。~~

(←養成講習会修了者「指導者資格」登録)の猶予申請)措置のうち未登録者の資格登録

申請基準➤

第7-6-1-0条 やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うこと事ができな出来ない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことにより、経ることで猶予措置を認める。

猶予の要件条件は以下のとお通り。

(1) 指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うこと事ができる。

(2) 猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年間とする。

(3) 猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県で定められた更新講習会を受講すること。

ただし、「指導者資格登録」を行っていない者等の更新ポイント加算はできない。

(4) 前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連において審査し決定する。

(休会員の指導者資格指導者資格の休会)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。

指導者養成講習会修了者指導者資格認定を受けた者のうち「指導者」登録を行っていない未登録者については、次の条件を全て満たす場合者について、所定の手続きを経ることで指導者資格登録を認める。

1. (1) 資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年後の3月31日修了年度を迎えていないより4年以内の者であること

資格認定を受けた後、一度も指導者登録を行っていないこと

「指導者」登録を行っていない期間もいずれかの区分の会員登録を行っていること

(2) 都道府県連盟が特に認めた者であること

2. 「指導者」登録の猶予措置を申請する際および猶予措置後の復活登録に際しては公認指導者資格制度要領の定める所定の手続きをとらなければならない。

3. 前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連において審査し決定する。

＜登録証の発行＞

第11条 全柔連は、第3条の定めにより登録した者に対し、「登録証」を交付する。

（＜補則＞）

~~第9-8-7-1-2条~~ 本規程に定めるほか、登録に関する事項でこの規程に定めてないものは
して必要な事項は、別に定めることができる公認柔道指導者資格制度運用
要領の 定めるところによる。

(<規程の改廃>)

~~第10-9-8-1-3条~~ この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。本規程を改正又は廃止し
ようとするときは、理事会の議決指導者養成特別委員会の所定の手続き
により改正又は廃止するものとする。
の決済を得て、これを行う。

附則

1. 本規程は、平成 ~~28-2-8-7~~ 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

~~2. 第6条2項に定める更新にあたっての所定ポイントの獲得については、平成30年度~~
~~の更新時より適用するものとする。~~